

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成27年4月～平成28年3月に検査を終了したもの)

平成27年4月～平成28年3月に検査を終じたもの

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(3) 経営体制	助言	金融商品取引業を適 確に遂行するに足り る人的構成が確保さ れていない状況	金商法第52条第1項 第1号	・当社の代表取締役及び当社を実質的に支配し業務を全て執行しているA氏は、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如しているため、実態と異なる内容を記載した登録申請書を基に登録を受け、申請した内容と異なる業務を行うとともに、十分な根拠を有しない助言を行ったほか、複数の法令違反行為等を行っていることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトリンクしています。)	http://www.fsa.go.jp/se/sc/news/c/2016/2016/20160311-1.htm	28.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第一種 (有価)	・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 ・関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為	・金商法第38条第1号 ・金商法第52条第1項第9号	・当社は、診療報酬債権等を裏付資産とする社債について、販売を行っているところ、当社の代表取締役は、当該社債の発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実を認識したにもかかわらず、これを意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社営業員等をして、上記事実に対し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を継続した。 ・当社の代表取締役は、当社が販売支援等を行う証券会社に対しても、発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、虚偽の診療報酬債権等の残高等を記載した決算報告書等を送付し続けるとともに、勧誘資料等のひな型を送付し、これに基づき、診療報酬債権等を裏付資産とする社債の販売を継続させた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトリンクしています。)	http://www.fsa.go.jp/se/sc/news/c/2016/2016/20160129-1.htm	28.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第一種 (有価)	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題	金商法第51条	・当社は、適格機関投資家等特例業務の届出者(以下「届出業者」という。)が運用するファンドについて、ファンドに係るモニタリング等を行い、当該届出業者から報酬を受領することを条件に、適格機関投資家として出資を行ったとしているが、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない上に、当該届出業者から当社の出資額以上の金額を報酬として受領しており、当該出資は、実質的に当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められる。 ・適格機関投資家として出資を行う前後において、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない当社の行為は、届出業者の違法行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態を招いたものと認められる。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトリンクしています。)	http://www.fsa.go.jp/se/sc/news/c/2016/2016/20160318-1.htm	28.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第一種 (有価)	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題	金商法第51条	・当社は、適格機関投資家等特例業務の届出者(以下「届出業者」という。)が運用するファンドについて、外国為替証拠金取引に関するレポートの提供を行い、当該届出業者から手数料を受領の上、適格機関投資家として当該手数料と同額を出資したとしているが、当該レポートは一般に無償で公開されている内容であり、有償で提供する価値があるものとは認められず、当該出資は、実質的に当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められる。 ・また、当社は、適格機関投資家として出資を行う前後において、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない状況が認められており、当社の行為が届出業者の違法行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態を招いたものと認められる。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトリンクしています。)	http://www.fsa.go.jp/se/sc/news/c/2016/2016/20160318-2.htm	28.1～3

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成27年4月～平成28年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で投資運用業 (投資一任業)を行っ ている状況	金商法第29条	・当社は、投資運用業(投資一任業)の登録を受けていないにもかかわらず、日経225先物取引の自動売買システムを利用したサービスに関する契約を顧客と締結し、当該自動売買システムにより顧客口座のある証券会社に対し直接、日経225先物取引に係る売買の発注を顧客のために行っており、顧客から投資判断を一任されている状況及び当社から直接証券会社に発注するのに必要な権限を顧客から委任されている状況の下、顧客の金銭の運用を行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします。))。	http://www.fsa.go.jp/sc/news/c/2015/2015/20151006-1.htm	27.10~12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通事項	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	業務運営に関し、投 資者保護上問題が 認められる状況	金商法第51条	・当社は、適格機関投資家等特例業務において、ファンド出資金の流用等が認められたほか、顧客に対し不公平な配当金の支払いや運用状況等を報告していないなど、投資者保護上の問題が認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします。))。	http://www.fsa.go.jp/sc/news/c/2015/2015/20150609-1.htm	27.4~6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通事項	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	業務運営に関し、投 資者保護上問題が 認められる状況	金商法第51条	・当社は、適格機関投資家等特例業務におけるファンド運営において、①ファンド出資金の一部流用、②事実と異なる財務諸表を作成し顧客に運用報告を行っていた状況、③投資事業を事前調査した際、わずかな資料を入手したのみで投資をしており、投資後についても、投資事業の収益状況を確認したことを推認させる関連書類が存在していなかった状況が認められた。また、当社は、ファンド出資金の運用を外国為替証拠金取引により行っていたとしているが、これを確認できる資料は保存していないなど、投資者保護上問題が認められた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします。))。	http://www.fsa.go.jp/sc/news/c/2015/2015/20150616-1.htm	27.4~6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	上場会社による虚偽 有価証券届出書の 提出への加担等	金商法第51条	・当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、上場会社であるA社による増資に関し、同社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、同社の虚偽の有価証券届出書を容認した上、当該届出書に記載された内容に反する行為を継続していた。当社の当該行為は、A社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められる。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしています。))。	http://www.fsa.go.jp/sc/news/c/2016/2016/20160315-1.htm	28.1~3
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(2) 売買管 理・審査 態勢の整 備	助言 仲介	法人関係情報の管 理不備	・金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号 ・金商法第66条の15において準用する同法第40条第2号に基づく金商業等府令第281条第3号	・当社は、上場会社の資金調達に関する業務を行っており、法人関係情報を取得する立場にあるところ、法人関係情報の管理に関する社内規程がなく、取扱いが代表取締役の判断に委ねられ、法人関係情報を管理するためのチェック機能等が全く働いていないなど、同業務を通じて取得された法人関係情報がいつでも顧客に提供可能な状態に置かれていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしています。))。	http://www.fsa.go.jp/sc/news/c/2016/2016/20160315-1.htm	28.1~3

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成27年4月～平成28年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(5) 法令等遵 守状況の 検証等態 勢整備	第一種 (有価)	アナリスト・レポート の審査態勢が十分に ない状況	—	・当社は、アナリスト・レポート(以下「レポート」という。)の審査について、当社のシニアアナリストによって一部の審査が行われているものの、その他の審査は海外グループ会社で行われており、国内の法令諸規則の遵守を担保する役割を担う当社のコンプライアンス部門がレポートの審査に関与していない状況が認められた。 ・当社は、決算公表を受けて作成したレポートを公表した後、新たな公表情報がないにもかかわらず、一定期間内に業績見通しや目標株価を一定以上変更したレポートを新たに公表する場合に、非公表情報に基づいて作成されたものではないかといった観点からその内容を確認することなく承認が行われており、社内において実効性を伴った審査が行われていない状況が認められた。		27.7～9
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(5) 法令等遵 守状況の 検証等態 勢整備	第一種 (有価)	投信営業等に係る内 部管理態勢の不備	—	・当社は、投資信託の乗換勧誘及び高齢顧客への投資勧誘に係るモニタリング態勢について、社内規則を定めていたにもかかわらず、そのモニタリングの実施部署及び実施者を定めていなかったことから、乗換えにより買い付けの投資信託の分配金が元本払戻金である状況を顧客に説明していない等の不適切な乗換勧誘や、高齢顧客の投資意向を確認することなく営業部長等による承認が行われていた。 ・当社は、顧客にとって合理性のない投資信託の取引を防止するため、社内規則において類似投資信託間の乗換勧誘を禁止していたものの、類似投資信託に係る分類・指定を一切定めていなかった。		27.7～9
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(6) 業務運営 状況	第一種 (有価)	高齢顧客への勧誘・ 販売に係るモニタ リング態勢が不十分 な状況	—	・当社は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の高リスク商品を高齢顧客に勧誘するに際しては、部長等が、当該顧客と面談を実施した上であらかじめ定めた勧誘開始基準への適合状況を確認の上、営業員が高齢顧客に対して取得勧誘の実施を事前に承認することとしている。しかしながら、当該基準への適合状況を確認するための項目の一部が事前に承認する際の記録様式から漏れていたほか、確認項目の一つとなっている顧客の投資方針について、社内規程が整備されておらず、顧客の投資方針の変更の妥当性の検討を行わないまま変更することが可能な状況となっていた。こうしたことから、高齢顧客に対する高リスク商品の勧誘が当該基準に適合しているかどうかについて、事後的にモニタリングを行うことができないこととなっていた。		28.1～3
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(8) 分別管理	第一種 (有価)	分別管理を適切に 行っていない状況	金商法第43条の2第2 項	・当社は、非上場株式等の売買等に係る業務及びファンドの取得勧誘に係る業務に関し、顧客から金銭の預託を受け、業務システムを使用して両業務に係る当該金銭の管理を行うとしていたが、当該金銭を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま両業務を運営していたため、当該金銭を正確に把握できておらず、当該金銭について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします。))。	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2015/2015/20150626-3.htm	27.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成27年4月～平成28年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	5. システム リスク管 理態勢	(3) 安全対策 の整備 (5) システム 障害等の 発生時の 対応 (8) システム 監査	第一種 (有価)	システム管理が十分 でない状況	金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第1項第14 号	・当社のシステム障害の管理の状況は、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止策などの実施状況を正確に把握できていない状況になっており、また、発生した障害の原因を分析し、それに 応じた再発防止策を講じることができる態勢とは認められない状況となっている。さらに当局にシステム障害が 報告されていない事例や適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるも のと認められたほか、システム開発の管理不備、システムに関する内部監査が機能していない状況が認めら れた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします。))。	http://www.fsa.go.jp/sec/news/c/2015/2015/20150515-1.htm	27.4～6
Ⅱ-1-4 態勢編・ 投資助 言・代理 業	1. 内部管理 態勢	(1) 経営者の 認識	助言	当社の使用人でない 外部の者に投資判断 を行わせている状況	—	・当社は、投資分析のレポートを会員専用ウェブサイトに掲載する方法により投資助言を行っているところ、投 資判断を伴う当該レポートの作成を当社の使用人でない外部の者に依頼するとともに、形式的な確認だけで 掲載し、投資助言業務に係る根幹業務たる投資助言を他者に任せている状況が認められた。		28.1～3
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	第一種 (有価) 第二種	顧客に対し必要な情 報を適切に通知して いないと認められる 状況	金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第1項第8号	・当社は、成立した未上場株式等やファンドに係る取引について、金銭の受渡年月日等を記載した取引残高報 告書を業務システムにより作成して顧客に交付するとしているが、業務システムへの取引内容の入力遅延が 発生したことにより、3四半期分において、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書 を交付していた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクします。))。	http://www.fsa.go.jp/sec/news/c/2015/2015/20150626-3.htm	27.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査 等の状況	第一種 (有価)	広告審査態勢の不 備	—	・当社は、自社のウェブサイトへ広告を掲載するに当たり、広告審査に係る社内規程を定めているものの、当 該規程上は広告作成部署による審査で完結し、コンプライアンス担当部署による審査まで要求されていないた めに適切な職務分掌が図られず、審査方法の手順や審査基準、審査の事跡化又は管理方法が具体的に定め られていないことから、正確性に欠ける表示が看過されるなど、広告審査態勢に不備が認められた。		27.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	法人関係情報の管 理に不備がある状況 及び法人関係情報を 提供した勧誘	・金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第1項第5号 ・金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第14 号	・当社は、当社アナリストが上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、アナリストレポートとして提供して いるほか、アナリストから直接又は営業員を介して電子メール等によっても提供しているが、いずれの提供方 法においても、法人関係情報該当性の検討が必ずしも実施されていない状況が認められた。 ・当社のAアナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関 係情報を取得した当日に、当社職員21名及び1顧客に対し、電子メール等によって本件法人関係情報を伝達 していた。そして、上記職員のうち2営業員が同日中に、少なくとも上記1顧客を含む3顧客に対し、本件法人 関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトへリンクしています。))。	http://www.fsa.go.jp/sec/news/c/2015/2015/20151208-2.htm	27.10～12

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成27年4月～平成28年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	金融商品取引契約 の締結又はその勧誘 に関して、虚偽の表 示をする行為	金商法第38条第8号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号 等	・B証券(株)他5社は、診療報酬債権等を裏付資産とする社債について、販売支援等を受けていたA証券(株)等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当該社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に対し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトリンクしています。)	B証券(株)	28.1～3
							C証券(株)	
							D証券(株)	
							E証券(株)	
							F証券(株)	
							G証券(株)	
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	金融商品取引契約 の締結又はその勧誘 に関して、重要な事 項につき誤解を生ぜ しめるべき表示	金商法第38条第8号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号 等	・A証券(株)及びA証券(株)から販売支援等を受けたD証券(株)、E証券(株)は、中小企業の売掛債権を裏付資産とする社債において、その発行会社の財務状況について、中小企業の売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じていることを認識していたにもかかわらず、勧誘資料等に当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。 ・また、A証券(株)及びA証券(株)から販売支援等を受けたD証券(株)、E証券(株)、F証券(株)(以下、A証券(株)と合わせて「A証券他3社」という。)は、米国に所在する不動産を「収益の根源」とする甲社債の販売を行っているところ、甲社債の発行会社は、同社の子会社の発行する乙社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国LLCの発行する丙社債を取得しているが、上記LLCについて、財務状況等の実態が不明であり、A証券他3社も、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等にA証券他3社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。 ・B証券(株)、C証券(株)、F証券(株)は、診療報酬債権等を裏付資産とする社債について、発行会社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、勧誘資料等には、公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトリンクしています。)	A証券(株)	28.1～3
							B証券(株)	
							C証券(株)	
							D証券(株)	
							E証券(株)	
							F証券(株)	
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	仲介	金融商品仲介行為に 際する明示義務違反	金商法第66条の11	・当社は、所属金融商品取引業者であるA社及びB社が共に取り扱っていたC投資信託の取得勧誘に際し、A社とB社の販売手数料が異なる(A社の方が高い)ことを認識しながら、顧客に対して、C投資信託の取扱い先としてA社しか説明しておらず、B社においてもC投資信託を取り扱っていることや、その販売手数料が異なることを説明していなかった。		27.7～9
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	仲介	法人関係情報を利用 した勧誘行為	金商法第66条の14第 1号ニ	・当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、上場会社であるA社が増資を行う予定である旨の公表前の法人関係情報を取得し、当該法人関係情報を2名の顧客に対してA社から公表される前に提供し、A社株式の買付けの勧誘を行っていた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトリンクしています。)	http://www.fsa.go.jp/seisaku/news/c/2016/2016/20160315-1.htm	28.1～3

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成27年4月～平成28年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	10. 内部管理	(2) 不公正取 引	第一種 (有価)	引値保証取引を行う 際の対応が不十分な 状況	—	・当社は、顧客から日経平均株価構成銘柄の入替えに伴う引値保証取引を受託した際に、他者との間での反対の引値保証取引にて応じることとしたが、当該他者との取引が大規模なものであり、当該他者により相場に過度の影響を与え得る取引が行われる可能性を容易に想定できたにもかかわらず、注意喚起など必要な対応を講じておらず、他者との間での反対の引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。		27.10～12
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	3. 内部管理	(4) 事務処理 の適切性	第二種	分別管理が確保されて いない状況で私募 の取扱いを行う行為	金商法第40条の3	・当社は、私募の取扱いを行ったファンド出資金がその名義により預金等で管理されていることがファンドの契約書等によりファンド営業者に義務付けられておらず、当該出資金がファンド営業者の固有財産と分別して管理することが確保されていない状況であるにもかかわらず、当該ファンドの私募の取扱いを行っていた。		27.4～6
Ⅱ-2-4 業務編・ 投資助 言・代理 業者	1. 投資助 言・代理 業	(1) 勧誘状況 等	助言	著しく事実に相違する 表示等のある広告	金商法第37条第2項	・当社は、無料会員の登録を行った顧客に対し、キャンペーンに関する広告を電子メールにて行っているところ、①当社が独自に銘柄を選定しているにもかかわらず、実在しない投資顧問業者が選定した銘柄について助言を受けられる旨を記載していたほか、②過去に助言した銘柄名と会員数が相違しているなど、助言の内容及び方法に関する事項並びに投資助言業務の実績に関する事項につき著しく事実に相違する表示が認められた。		27.4～6
Ⅱ-2-4 業務編・ 投資助 言・代理 業	1. 投資助 言・代理 業	(1) 勧誘状況 等	助言	金融商品取引契約につ き顧客に対し特別 の利益を提供する行 為	金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第3号	・当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち5名に対して、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案し、上記提案に応じた顧客4名に対して実際に投資顧問料の支払いを免除していた。 ・詳細については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ウェブサイトにはリンクしています。)	http://www.fsa.go.jp/esc/news/c_2015/2015/20150804_2.htm	27.7～9
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	1. 投資運用 業	(5) 不動産投 資信託等	運用	鑑定評価を行わせる 際の対応が不十分な 状況	—	・当社は、投資法人に対して、利害関係人から不動産信託受益権を取得させるに当たって、不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼しているが、当初、当該利害関係人が不動産鑑定業者と折衝して鑑定評価に係る資料を提供していたにもかかわらず、当社は、資産運用会社として、当該利害関係人から不動産鑑定業者に必要な情報が提供されているか確認せず、情報等の提供状況を適切に管理していない。また、提供された情報等の鑑定評価への反映状況につき必要な検証を行わないままに、当該投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。		27.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成27年4月～平成28年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
---------	----	----	-------	------	------	------

※業種については、次のとおりです。
「第一種(有価)」…第一種金融商品取引業のうち、有価証券関連業
「第二種」…第二種金融商品取引業
「運用」…投資運用業
「助言」…投資助言・代理業
「仲介」…金融商品仲介業者

※当委員会が作成している「金融商品取引業者等検査マニュアル」の項目順での記載となっております。

注)1 「業種」欄には、指摘事項に係る登録又は届出業種を記載している。

注)2 網掛けは、今回公表時において新たに追加した事項である。

注)3 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

注)4 この表においては、以下の略称を用いている。

「金商法」…金融商品取引法
「金商業等府令」…金融商品取引業等に関する内閣府令